

65歳以上のかたの 介護保険サービスの利用

65歳以上のかたが「寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態(要介護状態)」または「家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)」になった場合、必要な介護保険サービスを受けることができます。

介護保険サービス利用までの流れ

1 相談

65歳以上のかたが要介護・要支援状態となった場合、地域包括支援センター、地域相談窓口や介護保険課に相談

2 要介護・要支援認定の申請

相談の結果、必要に応じて、介護保険課で要介護・要支援認定を申請(結果が出るまで1カ月～1カ月半程度)

3 要介護・要支援認定の結果が出たら

【認定が該当】

●在宅でサービスを受ける場合

要介護認定の場合は居宅介護支援事業所、要支援認定の場合は地域包括支援センターに相談し、所属するケアマネジャーなどがケアプランを作成

●入居・入所してサービスを受ける場合

希望する施設に相談(要支援認定は入所の対象外)

【認定が非該当】

長寿課で基本チェックリストにより生活機能の状態を調べ、その結果に応じて、介護予防・生活支援サービスなどを受けることが可能

4 ケアプランに基づいて、各サービス事業所から必要なサービスを受ける

サービスの種類	代表的なサービス
在宅系サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(ショートステイ)、福祉用具貸与など
入居系サービス	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など
入所系サービス	特別養護老人ホーム(原則要介護3以上)、介護老人保健施設など

※各サービスの内容やその他のサービスについては、ホームページをご覧ください

※利用者は、費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割)を負担

問い合わせ先/市役所介護保険課介護保険係 ☎76-8144

第2次尾張旭市教育振興基本計画(素案)への 意見を募集しています



概要	これから10年間の教育分野における取り組みを計画的に進めていくため、教育振興基本計画を策定します。
公表期間	9月15日(金)～10月16日(月)
公表場所	●ホームページ ●市役所教育政策課・市政資料コーナー、スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館・ふらっと、各公民館、図書館
意見の提出方法	公表期間中に、意見書(公共施設で配布。ホームページからもダウンロード可)を郵送、メールか直接(電話不可)
その他	●いただいた意見は内容を検討し、計画策定の参考とします ●意見に対して個別に回答はしませんが、意見の概要とそれに対する市の考え・方針は、ホームページで公表します



ホームページ

提出・問い合わせ先/市役所教育政策課教育政策係 ☎76-8173

✉ kyoiku@city.owariasahi.lg.jp